

## 広島県立農業技術大学校評価実施要領

平成 25 年 4 月 1 日制定

### (趣旨・目的)

第1条 広島県立農業技術大学校（以下「大学校」という。）は、学校教育法第 42 条及び第 43 条（第 133 条において準用する）に基づき、教育の質の向上や学校運営の継続的な改善を図るため、大学校の教育活動その他の運営状況について大学校評価を行い、評価結果の公表により説明責任を果たすとともに、大学校・保護者・関係機関が連携協力して、真に求められる学校づくりを進める。

### (評価の実施等)

第2条 大学校評価は、大学校が自ら行う評価（以下「自己評価」という。）と、その評価結果に関する大学校の関係者が行う評価（以下「関係者評価」という。）により実施するものとする。  
2 自己評価は、大学校自ら設定した目標について、その達成状況を大学校職員が自ら評価を行い、関係者評価は、その評価結果について外部の関係者が幅広い観点から評価を行うものとする。

### (重点目標、評価指標等の設定)

第3条 大学校は、重点目標、評価項目、具体的方策及び評価指標などを決定し、当該年度の大学校評価シート（別紙様式）に必要事項を記載するものとする。

### (自己評価委員会の設置)

第4条 自己評価を推進する組織として、大学校長及び別表 1 に掲げる者で構成する自己評価委員会を設置する。  
2 自己評価委員会は、次に掲げる業務を行う。  
(1) 目標等の設定と自己評価の実施  
(2) 関係者評価結果に伴う対応策の検討  
(3) 翌年度の取組みの方向付け  
(4) 委員会の開催、結果公表、設置者への報告  
(5) その他自己評価を行うに必要な事項

### (関係者評価委員会の設置)

第5条 大学校の実施した自己評価結果と改善策等に関して、外部の関係者による評価を行うため、関係者評価委員会を設置する。  
2 関係者評価委員会は、別表 2 に掲げる大学校同窓会（一如会）、大学校保護者会（育友会）、農業高校等教育機関、農家代表（指導農業士、農業生産法人）及び農業関係機関・団体等から、大学校長が依頼した者で構成する。

3 関係者評価委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 自己評価結果（取組状況等を含む）の評価
- (2) 評価に伴う改善策等の提言
- (3) 大学校との意見交換等
- (4) その他関係者評価を行うに必要な事項

4 この委員会の事務は、副校長(兼)教務課長が行う。

(関係者評価結果の活用)

第6条 大学校長は、前条の評価結果を受けて、今年度の成果及び課題等を分析・整理し、次年度以降の学校運営に反映させるよう努めるものとする。

(評価結果等の公表・報告)

第7条 自己評価及び関係者評価の結果については、大학교ホームページ等により公表するとともに、設置者に報告するものとする。

2 公表にあたっては、保護者、同窓会及び農業関係機関等に対して説明会を開催するなど情報提供に努めるものとする。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、大학교評価に関し必要な事項は別に定める。

#### 附則

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

(別表1) 自己評価委員会

区分	人数	備考
大学校長	1人	委員長
副校長(兼)教務課長	1人	副委員長, 事務局
総務課長	1人	
教務課職員	6人	大学校長が指名した者
計	9人	

(別表2) 関係者評価委員会

区分	人数	対象者
一如会	1人	会長
育友会	1人	会長
農業高校等教育機関	1人	庄原実業高校長
農家代表	2人	指導農業士会長, 集落法人連絡協議会長
関係指導機関 (オブザーバー 農業技術課)	1人 (1人)	北部農業技術指導所長
計	6人	オブザーバー除く